

事 務 連 絡
令和6年8月15日

保育所等訪問支援事業所 各位

長崎市障害福祉課長
(公 印 省 略)

保育所等訪問支援事業の取扱いについて（通知）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、保育所等訪問支援事業について、今後以下のとおりの取り扱いにしますので、適正な利用につとめるよう、お願いいたします。

また、令和6年7月17日に実施しました連絡会で出た意見や、これまで校長会や障害福祉課に寄せられた意見等もまとめておりますので、ご確認ください。

【保育所等訪問支援の支給決定日数の取り扱いについて】

内容：2週間に1回程度で、月に2回の支給量を基本とする。

その他、初回の利用でこどもと訪問先施設との関係構築を進める必要がある場合や、集中的に支援を行うことが必要な場合、緊急性が高い場合等については、ニーズに応じて訪問頻度を高くすることも考えられる。

その場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- 1) 初回より月3回以上の決定希望の場合、障害児支援利用計画案に月3回以上の支給量が必要な理由を記載すること。

また、訪問先施設との事前協議内容の記録を添付すること。

- 2) サービス更新の際、継続して月3回以上の利用を希望の場合、今まで立てた保育所等訪問支援計画、訪問支援時の記録（訪問先施設との協議内容を含む）を添付するとともに、障害児支援利用計画案に必要な理由を記載すること。

1)2)ともに各種提出書類をもとに必要性を判断した上で、支給量と支給決定期間を決定いたします。支給決定期間については、原則3か月とします。

施行日：通知日以降

【令和6年7月17日に実施した連絡会で出た意見、これまで寄せられた意見等】

質問・意見	回答・見解
評価制度の評価表の書式について	令和6年7月にこども家庭庁が自己評価の流れや書式を示している。 長崎市ホームページ「障害児通所支援」のページにも掲載しているので参考にしてください。
学校向けの保育所等訪問支援事業の手引きには支援時間が2時間から半日とあるが、国のガイドライン（こども本人や訪問先施設の職員に対する支援1時間程度＋訪問支援後の訪問先施設への報告30分程度）と異なる。	これはあくまで目安であり、各学校・こどもの様子によって異なるため、支援時間については学校と訪問支援事業所とで調整をしてください。 (学校向け手引きは随時改訂します)
個別支援会議の調整をする際、窓口は学校の管理職を通してほしいとのご要望ですが、校長先生・教頭先生・学年主任の方々のうちでどなたに相談するのかは統一されているのか。	管理職と言われているため、校長先生または教頭先生となることが想定されます。
学校とのやり取りをする時間を作るのが難しい。学校側からメールでのやり取りはできないか、と言われる。 間接支援は対面もしくはオンラインでしたいと思っているが、時間が取れないと学校から言われた。やりとりがなかなか難しい。	訪問先施設によって対応が異なるため、訪問先施設の都合や状況に合わせて調整をしてください。
ガイドラインでは訪問先施設への報告等のカンファレンスはオンラインで実施可とある。実際に学校とのカンファレンスについてオンラインを進めていけるのか。	オンラインについては学校等で実情が異なりますので、学校等との相談・調整になります。
学校に支援に入った際、学校の支援が一人でいて手が回らないのか、訪問支援員が代わりに支援に入るということもある。直接的な支援は訪問支援では限界がある。学校側からは支援の内容について何か意見はなかったか。学校にも、訪問支援の内容についてしっかりと把握してほしい。	校長会でも、保育所等訪問支援事業は「学習支援」ではないことをしっかりと伝えています。ですので、事業所の方々におかれましても、本事業は決して学校や保育所等の職員を補う事業ではないことを念頭に置いてください。

訪問する日時について、いつ訪問支援員が来るのか分からない。 当該月の前月末までには、1か月の訪問予定日を教えてほしい。	訪問日については、訪問先施設の都合に合わせながら、訪問支援を行うにあたり優先度が高い場面やこどもに支援が必要な時間帯、訪問先施設の職員が対応の難しさ等を感じている時間に訪問することが必要となってくるため、訪問先施設と相談しながら訪問日を決めてください。 訪問支援事業所の都合に合わせないよう、注意してください。
個別支援計画書を学校等に提出されないため、訪問先施設としては、どのような目標を立てているのか分からない。	個別支援計画は、作成時点から訪問先施設や保護者等と相談しながら目標の達成の目安（保育所等訪問支援の終了時期の目安なども含め）を共有しながら一緒に作成していくものになります。 立てた計画については、訪問先施設とも共有しながら支援を進めてください。
授業時間等が変更となることがあり、そのつど訪問支援事業所に連絡するのが大変である。長崎市内の学校等で使用している保護者連絡ツール tetoru に入ってもらえないか。	訪問先施設と事業所とで話をして、可能であれば連絡ツールの利用等も検討してください。
事業所が学校内の様子をSNSにアップして大きな問題になったことがある。守秘義務等を守ってほしい。	訪問支援をしている様子等、SNSに掲載するような行為はしないようにお願いします。
訪問支援の報告が保護者や相談支援事業所にないため、何をしているのか分からない。	訪問支援をした報告はその都度保護者に行うようにしてください。 また、訪問記録や保育所等訪問支援計画は相談支援事業所に提出をしてください。
訪問支援員が学校までの付き添いをしている。これは訪問支援事業にあたるか。	訪問支援事業は、こどもと一緒に学校に行く又は帰宅する支援ではありません。 訪問先での直接支援、間接支援になります。
保育所等訪問支援に従事している時間帯において、児童発達支援又は放課後等デイサービスの職員が定数に満たない事業所がある。	児童の受け入れに際しては、定められた人数の職員配置をする必要があります。

児童発達支援・放課後等デイサービスと、保育所等訪問支援をセットで決定しようとする動きがある。	児童発達支援・放課後等デイサービスとは別に、保育所等訪問支援の必要性については、相談支援専門員から提出された各種書類等をもとに判断します。
保育所等訪問支援を利用するにあたり、相談支援専門員を必ずつけないといけないのか。	相談支援専門員等、事業所とは別の立場から客観的にサービスの必要性を判断した上でのサービス利用調整が望まれるが、相談支援専門員の不足によりセルフプランにせざるを得ない状況がある。 その場合は、セルフプランに訪問支援の必要性を記入していただくことや、訪問支援事業所からの必要性について書類を提出していただく場合もあります。

長崎市福祉部障害福祉課支援係
Tel : 095-829-1141（直通）